

Ⅱ-13 精神科病床以外の入院患者の行動制限（身体抑制）に関する取り決め

【目的】

舞鶴医療センターにおける、入院患者の生命または身体の保護のため緊急にやむなく一時的に身体抑制を行うための必要事項を定める。

【行動制限の定義】

衣類または安全帯を使用して一時的に患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう。具体的な行動制限の内容としては、以下のようなものがある。

1. 徘徊しないように車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢を安全帯などで固定する。
2. 転落しないように、ベッドに体幹や四肢を安全帯などで固定する。
3. 自分で降りられないようにベッドを柵（サイドレール）などで囲む。
4. 点滴、経管栄養などのチューブを抜かないように四肢を紐などで固定する。
5. 点滴、経管栄養などのチューブを抜かないように、または皮膚を爪などで損傷しないように手指の機能を制限するミトン型の手袋などをつける。
6. 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルトをつける。
7. 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
8. 脱衣やオムツをはずす行動を制限するために介護衣（つなぎ）を着せる。
9. 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐で縛る。

*身体拘束ゼロ作戦推進会議身体拘束の内容は11項目とされるが、当院の行動制限としての内容は上記とする

【身体抑制の認められる条件】

当該入院患者または他の利用者の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合。

3つの条件を全て満たしている事が必要である。

1. 切迫性：患者本人または他の患者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
2. 非代替性：身体抑制その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
3. 一時性：身体抑制その他の行動制限が一時的なものであること。

【身体抑制の適応】

1. 抑制の対象

- ①意識障害や失見当識、譫妄などで生命危機と身体損傷または疾病の回復遅延や悪化が危惧される場合
- ②麻酔後半覚醒、術後せん妄
- ③脳血管障害や薬物中毒などによる意識障害
- ④認知障害等による失見当識

2. 具体的要件

- ①気管挿管チューブ・動脈圧ライン・各種ドレーン・点滴ラインなどの事故抜去
- ②ベッドなどからの転落・転倒
- ③創部汚染、損傷
- ④自傷、他害
- ⑤その他患者生命の危機、症状悪化、回復遅延をきたす恐れのある行為・行動

【主治医・看護師による評価と指示】

1. 身体抑制の必要性が生じた場合、主治医と看護師などの複数のスタッフで協議し決定する
夜間、休日は当直医師及び看護師などの複数のスタッフで協議し決定する。
2. 主治医は患者及び家族に対し身体抑制について説明しその内容をカルテに記載する
3. 主治医は身体抑制の開始及び解除の指示を記載する
4. 主治医が不在の場合は代理医師が担う。
5. 定期的に身体抑制の基準を確認し必要性の評価を行う

【患者・家族への説明と同意】

身体抑制の必要性がある場合は、主治医はその必要性・方法・身体抑制による不利益等を家族に説明し、同意書を得る。

夜間など緊急で抑制を行った場合は、翌朝必要性・方法の妥当性、具体的期間を家族に説明し同意を得る。

＊学童期未満の小児サークルベッド使用時は行動制限（身体抑制）の同意書は不要

【身体抑制時の看護】

1. 抑制方法
 - (1) 抑制部位に応じた抑制用具を選択し、必要部位にしっかり装着する
 - (2) 抑制具装着に緊急かつ安全性を要する場合は2人以上の看護師が協力して行う
2. 観察
 - (1) 抑制後の観察は原則として1時間毎に行う
 - (2) 観察項目
 - ①抑制部位及び周辺の循環状態、②精神状態 ③体動状態 ④抑制が確実にできているか
 - ⑤バイタルサイン
3. 記録
 - (1) 身体抑制が必要になった場合は患者の病態、必要性、拘束の理由、などを検討し行動制限カンファレンステンプレートを使って経過記録に記載する。
 - (2) 「医療上又は介護上やむを得ない行動制限（身体抑制）に関する説明・同意書」は患者・家族からサインを貰ったらファイルに保管し、最終的には電子カルテにスキャンする。
 - (3) 行動制限に関する観察記録は、電子カルテ「巡視記録」に定期的に記録を行う。
 - (4) 身体抑制が必要性の評価は、複数で定期的に行い行動制限（身体抑制）カンファレンステンプレートを利用してカルテに記載する
 - (5) 行動制限の内容が変更及び解除になった場合は、検討内容をカルテに記載し内容を患者家族に説明する。

引用・参考文献

厚生労働省 「身体拘束ゼロ作戦推進会議」2001

平成14年11月26日作成

平成16年4月26日改訂

平成27年3月一部改訂

平成28年11月一部改訂

